

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等の一部を改正する規則

(香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部改正)

第1条 香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則(昭和40年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章 父子福祉資金の貸付け（第17条の2—第17条の10）</u></p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条並びに令第31条の7及び第38条において準用する令第23条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金、<u>父子福祉資金貸付金</u>及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 母子福祉資金貸付金 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条及び第14条に規定する貸付金をいう。</p> <p>(2) <u>父子福祉資金貸付金</u> 法第31条の6第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する法第14条に規定する貸付金をいう。</p> <p>(3) 寡婦福祉資金貸付金 法第32条第1項及び第2項並びに同条第4項</p>	<p>香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章・第4章 略</u></p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条及び令第38条において準用する令第23条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子福祉資金貸付金 <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条及び第14条に規定する貸付金をいう。</p> <p>(2) 寡婦福祉資金貸付金 法第32条第1項及び第3項において準用する</p>

において準用する法第14条に規定する貸付金をいう。

(4)・(5) 略

(6) 市福祉事務所長 第4号に規定するもののうち、市の設置する福祉事務所の長をいう。

(母子福祉資金の貸付けの申請)

第4条 略

- (1) 申請者及びその扶養する法第13条第1項に規定する児童（申請者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）の扶養する法第13条第1項に規定する児童である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者）に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者が配偶者のない女子、配偶者のない女子に扶養されている法第13条第1項に規定する児童又は法附則第3条に規定する児童である事實を証明することのできる書類
- (3) 令第7条第1号又は第2号に規定する母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書（第2号様式）
- (4) 令第7条第3号に規定する母子修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第7条第4号又は第5号に規定する母子技能習得資金又は母子修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第7条第6号に規定する母子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第7条第7号に規定する母子医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア・イ 略
- (8) 令第7条第8号に規定する母子生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア～エ 略
- (9) 令第7条第9号に規定する母子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書（第3号様式）
- (10) 令第7条第11号に規定する母子就学支度資金の貸付けを受けようと

法第13条第1項及び第3項並びに第14条に規定する貸付金をいう。

(3)・(4) 略

(5) 市福祉事務所長 第3号に規定するもののうち、市の設置する福祉事務所の長をいう。

(母子福祉資金の貸付けの申請)

第4条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する児童（申請者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）の扶養する児童である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者）に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者が配偶者のない女子、配偶者のない女子に扶養されている児童又は法附則第3条に規定する児童である事實を証明することのできる書類
- (3) 令第7条第1号又は第2号に規定する事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書（第2号様式）
- (4) 令第7条第3号に規定する修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第7条第4号又は第5号に規定する技能習得資金又は修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第7条第6号に規定する就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第7条第7号に規定する医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア・イ 略
- (8) 令第7条第8号に規定する生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア～エ 略
- (9) 令第7条第9号に規定する住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書（第3号様式）
- (10) 令第7条第11号に規定する就学支度資金の貸付けを受けようとする

するときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類

- (11) 令第7条第12号に規定する母子結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類

(12) 略

第5条 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子福祉資金（団体）貸付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子・父子福祉団体の定款
(2) 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書
(3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法第14条各号に掲げる者については、その事実を証明することのできる書類
(4) 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) 略

（借用書の提出）

第7条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子父子寡婦福祉資金借用書（第5号様式）又は母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書（第6号様式）にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（据置期間の延長）

第8条 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（第7号様式）に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

（氏名、住所等の変更）

第9条 略

2・3 略

4 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体が名称、主たる事務所の所在地又は理事の氏名若しくは住所に変更を生じたときは、当

ときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類

- (11) 令第7条第12号に規定する結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類

(12) 略

第5条 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金（団体）貸付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子福祉団体の定款
(2) 当該母子福祉団体の登記事項証明書
(3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものについては、その事実を証明することのできる書類
(4) 当該母子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) 略

（借用書の提出）

第7条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子寡婦福祉資金借用書（第5号様式）又は母子寡婦福祉資金（団体）借用書（第6号様式）にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（据置期間の延長）

第8条 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（第7号様式）に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

（氏名、住所等の変更）

第9条 略

2・3 略

4 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体が名称、主たる事務所の所在地又は理事の氏名若しくは住所に変更を生じたときは、当該母子

該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、速やかに、その旨を県福祉事務所長に届け出なければならない。

5 知事は、令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者が、県の区域（高松市の区域を除く。第28条において同じ。）外に住所を変更したときにはあっても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

（休学等の届出）

第10条 令第7条第3号に規定する母子修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに、休学届（第8号様式）又は復学届（第9号様式）を県福祉事務所長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第11条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第13条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、いつでも、母子父子寡婦福祉資金貸付辞退申出書（第11号様式）又は母子父子寡婦福祉資金減額申出書（第12号様式）により県福祉事務所長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 略

（貸付けの停止）

第14条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、令第12条の規定により貸付けが将来に向かってやめられるべき事由が生じたときは、速やか

福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体は、速やかに、その旨を県福祉事務所長に届け出なければならない。

5 知事は、令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、県の区域（高松市の区域を除く。第28条において同じ。）外に住所を変更したときにはあっても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

（休学等の届出）

第10条 令第7条第3号に規定する修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに、休学届（第8号様式）又は復学届（第9号様式）を県福祉事務所長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第11条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子寡婦福祉資金増額申請書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第13条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、いつでも、母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書（第11号様式）又は母子寡婦福祉資金減額申出書（第12号様式）により県福祉事務所長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 略

（貸付けの停止）

第14条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、令第12条の規定により貸付けが将来に向かってやめられるべき事由が生じたときは、速やか

に、母子父子寡婦福祉資金借主資格喪失届（第13号様式）を県福祉事務所長に届け出なければならない。

2～4 略

（償還金の支払猶予）

第16条 令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還猶予申請書（第14号様式）により県福祉事務所長に申請しなければならない。

2 略

（償還の免除）

第17条 法第15条第1項の規定による母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書（第15号様式）により知事に申請しなければならない。

2 略

第3章 父子福祉資金の貸付け

（父子福祉資金の貸付けの申請）

第17条の2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する児童（法第31条の6第1項に規定する児童をいう。以下この号及び次号において同じ。）（申請者が法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）の扶養する児童である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者）に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者が配偶者のない男子又は配偶者のない女子に扶養されている児童である事実を証明することのできる書類
- (3) 令第31条の5第1号又は第2号に規定する父子事業開始資金又は父子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- (4) 令第31条の5第3号に規定する父子修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第31条の5第4号又は第5号に規定する父子技能習得資金又は父子修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業す

に、母子寡婦福祉資金借主資格喪失届（第13号様式）を県福祉事務所長に届け出なければならない。

2～4 略

（償還金の支払猶予）

第16条 令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金償還猶予申請書（第14号様式）により県福祉事務所長に申請しなければならない。

2 略

（償還の免除）

第17条 法第15条第1項の規定による母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金償還免除申請書（第15号様式）により知事に申請しなければならない。

2 略

る施設の長の証明書

- (6) 令第31条の5第6号に規定する父子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第31条の5第7号に規定する父子医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- ア 医療を受ける場合 医師の診断書
- イ 介護を受ける場合 介護保険法の規定により介護に要する費用を保険者が被保険者に代わり事業者又は施設に支払うときは当該介護に要する費用の額から保険者が支払う費用の額を控除した額を証する書類、同法の規定により介護に要する費用を保険者が被保険者に対し直接支給するときは当該介護に要する費用の額を証する書類
- (8) 令第31条の5第8号に規定する父子生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- ア 知識技能を習得している場合 現に技能習得する施設の長の証明書
- イ 医療を受ける場合 前号アに定める書類
- ウ 介護を受ける場合 前号イに定める書類
- エ 失業している場合 受給資格者証の写し。ただし、受給資格者証を得られない者にあっては、離職証明書類
- (9) 令第31条の5第9号に規定する父子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書
- (10) 令第31条の5第11号に規定する父子就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類
- (11) 令第31条の5第12号に規定する父子結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
- (12) その他知事が必要と認める書類

第17条の3 法第31条の6第4項において準用する法第14条（各号を除く。）

の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、父子福祉資金（団体）貸付申請書（第17号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子・父子福祉団体の定款
- (2) 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法第31条の6第4項各号に掲げる者については、その事実を証明することのできる書

類

- (4) 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) その他知事が必要と認める書類

(貸付決定等の通知)

第17条の4 知事は、第17条の2又は前条の規定による申請に対し、父子福祉資金貸付金を貸し付ける旨の決定をしたとき、又は父子福祉資金貸付金を貸し付けない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第17条の5 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子父子寡婦福祉資金借用書又は母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(据置期間の延長)

第17条の6 令第31条の6第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に対し、据置期間を延長する旨の決定をしたとき、又は据置期間を延長しない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(氏名、住所等の変更等)

第17条の7 第9条及び第10条の規定は、父子福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第31条の6第1項から第3項まで」と、「次項及び第3項」とあるのは「第17条の7において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第31条の7において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第17条の10において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第17条の7において準用する第9条第1

項」と、同条第5項中「令第7条第3号から第5号まで又は第8号」とあるのは「令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号」と、「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第31条の5第3号」と、「母子修学資金」とあるのは「父子修学資金」と読み替えるものとする。

(父子福祉資金貸付金の増額)

第17条の8 現に令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号に規定する父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金の貸付けを受けている者は、その父子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該父子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により父子福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書を知事に提出しなければならない。

(増額貸付決定等の通知)

第17条の9 知事は、前条第1項の規定による申請に対し、父子福祉資金貸付金を増額して貸し付ける旨の決定をしたとき、又は父子福祉資金貸付金を増額して貸し付けない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(準用規定)

第17条の10 第13条から第17条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第 1項	令第7条第3 号から第5号 まで又は第8 号	令第31条の5第3号から第5号まで又 は第8号
	母子修学資金、 母子技能習得	父子修学資金、父子技能習得資金、父 子修業資金又は父子生活資金

	<u>資金、母子修業資金又は母子生活資金</u>	
第13条第2項	前項	第17条の10において準用する第13条第1項
第14条第1項及び第3項	<u>令第12条</u>	令第31条の7において準用する令第12条
第14条第2項	前項	第17条の10において準用する第14条第1項
第14条第3項	<u>第1項又は前項</u>	第17条の10において準用する第14条第1項又は第2項
第14条第4項	<u>令第13条</u>	令第31条の7において準用する令第13条
第15条	<u>令第16条</u>	令第31条の7において準用する令第16条
第16条第1項	<u>令第19条第1項</u>	令第31条の7において準用する令第19条第1項
第16条第2項	前項	第17条の10において準用する第16条第1項
第17条第1項	<u>法第15条第1項</u>	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
第17条第2項	前項	第17条の10において準用する第17条第1項

第4章 略

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第18条 法第32条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（第18号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請者及びその扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者（申請者が法第6条第4項に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）の扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者である場合にあっては、

第3章 略

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第18条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請者及びその扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者（申請者が法第6条第3項に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）の扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者である場合にあっては、

- 申請者及びその者を扶養している者)に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 略
- (3) 令第36条第1号又は第2号に規定する寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- (4) 令第36条第3号に規定する寡婦修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第36条第4号又は第5号に規定する寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第36条第6号に規定する寡婦就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第36条第7号に規定する寡婦医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 ア・イ 略
- (8) 令第36条第8号に規定する寡婦生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 ア～エ 略
- (9) 令第36条第9号に規定する寡婦住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設(購入・補修・保全・改築・増築)計画書
- (10) 令第36条第11号に規定する寡婦就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類
- (11) 令第36条第12号に規定する寡婦結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
- (12) 略

第19条 法第32条第4項において準用する法第14条(各号を除く。)の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、寡婦福祉資金(団体)貸付申請書(第19号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子・父子福祉団体の定款
- (2) 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、寡婦については、その事実を証明することのできる書類
- (4) 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計

- 申請者及びその者を扶養している者)に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 略
- (3) 令第36条第1号又は第2号に規定する事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- (4) 令第36条第3号に規定する修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第36条第4号又は第5号に規定する技能習得資金又は修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第36条第6号に規定する就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第36条第7号に規定する医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 ア・イ 略
- (8) 令第36条第8号に規定する生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 ア～エ 略
- (9) 令第36条第9号に規定する住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設(購入・補修・保全・改築・増築)計画書
- (10) 令第36条第11号に規定する就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類
- (11) 令第36条第12号に規定する結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
- (12) 略

第19条 法第32条第3項において準用する法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、寡婦福祉資金(団体)貸付申請書(第17号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子福祉団体の定款
- (2) 当該母子福祉団体の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものについては、その事実を証明することのできる書類
- (4) 当該母子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並

算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書

(5) 略

(借用書の提出)

第21条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子父子寡婦福祉資金借用書又は母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書にこれに押印した印の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(据置期間の延長)

第22条 令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(氏名、住所等の変更等)

第23条 第9条及び第10条の規定は、寡婦福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第32条第1項及び第2項」と、「次項及び第3項」とあるのは「第23条において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第38条において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第26条において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条において準用する第9条第1項」と、同条第5項中「令第7条第3号から第5号まで又は第8号」とあるのは「令第36条第3号から第5号まで又は第8号」と、「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第36条第3号」と、「母子修学資金」とあるのは「寡婦修学資金」と読み替えるものとする。

(寡婦福祉資金貸付金の増額)

第24条 現に令第36条第3号から第5号まで又は第8号に規定する寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金の貸付けを受けている者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又

びに当該会計年度における事業計画書及び予算書

(5) 略

(借用書の提出)

第21条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子寡婦福祉資金借用書又は母子寡婦福祉資金（団体）借用書にこれに押印した印の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(据置期間の延長)

第22条 令第37条第2項において準用する令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(氏名、住所等の変更等)

第23条 第9条及び第10条の規定は、寡婦福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項」と、「次項及び第3項」とあるのは「第23条において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第38条において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第26条において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条において準用する第9条第1項」と、同条第5項中「令第7条第3号から第5号まで又は第8号」とあるのは「令第36条第3号から第5号まで又は第8号」と、「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第36条第3号」と読み替えるものとする。

(寡婦福祉資金貸付金の増額)

第24条 現に令第36条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限

は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該寡婦福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

- 2 前項の規定により寡婦福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第26条 略

第13条第 1項	令第7条第3 号から第5号 まで又は第8 号	略
	<u>母子修学資金、 母子技能習得 資金、母子修 業資金又は母 子生活資金</u>	<u>寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡 婦修業資金又は寡婦生活資金</u>
略		
第14条第 3項	<u>第1項又は前 項</u>	第26条において準用する第14条第1項 <u>又は第2項</u>
略		

第5章 略

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項は、別に定める。

度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該寡婦福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

- 2 前項の規定により寡婦福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子寡婦
福祉資金増額申請書を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第26条 第13条から第17条までの規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第 1項	令第7条第3 号から第5号 まで又は第8 号	略
略		
第14条第 3項	<u>前2項</u>	第26条において準用する第14条第1項 <u>及び第2項</u>
略		

第4章 略

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項は、別に定める。

第1号様式（第4条関係）

母子福祉資金貸付申請書										
略										
申 請 者 者	フリガナ 氏名	フリガナ 連帯 氏名	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
	生年月日	年月日	生年月日	年月日	生年月日	年月日	生年月日	年月日	生年月日	
	住所及び 電話番号	自宅() 携帯	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	
	勤務先	() —	児童等	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	
	勤労収入	円	児童扶養手当	円	病死・事故死・離婚・遺棄・ 海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	
	入養育費	円	主な資産 内容	円	その他()	その他()	その他()	その他()	その他()	
	(月額)	円	その他 内容	円	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
		計		円						
	略									
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子福祉資金（　　資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。 年　月　日									
香川県知事 殿										
貸付申請者 住所 氏名 ㊞ 連帯借主 住所 氏名 ㊞ 法定代理人 住所 氏名 ㊞ 連帯保証人 住所 氏名 ㊞										
摘要										
要約										

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
- 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第1号様式（第4条関係）

母子福祉資金貸付申請書										
略										
申 請 者 者	フリガナ 氏名	フリガナ 連帯 氏名	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
	生年月日	年月日	生年月日	年月日	生年月日	年月日	生年月日	年月日	生年月日	
	住所及び 電話番号	自宅() 携帯	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	主 と なる 申請者との 連 絡	
	勤務先	() —	児童等	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	修学又は 修業先	
	勤労収入	円	児童扶養手当	円	病死・事故死・離婚・遺棄・ 海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	海外在留・法令拘禁・障害・ 離別の理由及び その時期	
	入養育費	円	主な資産 内容	円	その他()	その他()	その他()	その他()	その他()	
	(月額)	円	その他 内容	円	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
		計		円						
	略									
	母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金（　　資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。 年　月　日									
香川県知事 殿										
貸付申請者 住所 氏名 ㊞ 連帯借主 住所 氏名 ㊞ 法定代理人 住所 氏名 ㊞ 連帯保証人 住所 氏名 ㊞										
摘要										
要約										

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
- 3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
- 4 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第5条関係）

母子福祉資金（団体）貸付申請書										
略										
貸 付 け を 受 け よ う と す る 事 業	事業場の 所 在 地									
	事業の 種 類									
事業の 使 用 人 員	配偶者のない 女子で現に児 童を扶養して いるもの	配偶者のない 男子で現に児 童を扶養して いるもの	寡	婦	その他の者		計			
	人	人	人	人	人	人	人			
その他の 者を使用 する理由										
略										
貸付けを 受けよう とする事 業の使 用 人員のう ち、配偶 者のない 女子で現 に児童を 扶養して いるもの、 配偶者の ない男子 で現に児 童を扶養 している もの又は 寡婦の状 況	氏 名	生年 月 日	配偶 者の 有無	生 別 死 別 その他の 別	住 所	家 族 の 状 況				
						氏 名	生年 月 日	年齢	続柄	扶養の 有 無
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子福祉資金（　　資金）の貸付けを受けたい ので、関係書類を添えて申請します。										
年 月 日										
香川県知事 殿										
貸付申請者 主たる事務所 の所在地 名称 代表者の氏名 ㊞										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式（第5条関係）

母子福祉資金（団体）貸付申請書										
略										
貸 付 け を 受 け よ う と す る 事 業	事業場の 所 在 地									
	事業の 種 類									
事業の 使 用 人 員	配偶者のない女子で現に児 童を扶養しているもの		その他の者		計					
	人	人	人	人	人	人				
その他の 者を使用 する理由										
略										
貸付けを 受けよう とする事 業の使 用 人員のう ち、配偶 者のない 女子で現 に児童を 扶養して いるもの、 配偶者の ない男子 で現に児 童を扶養 している もの又は 寡婦の状 況	氏 名	生年 月 日	配偶 者の 有無	生 別 死 別 その他の 別	住 所	家 族 の 状 況				
						氏 名	生年 月 日	年齢	続柄	扶養の 有 無
母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金（　　資金）の貸付けを受けたいので、関係 書類を添えて申請します。										
年 月 日										
香川県知事 殿										
貸付申請者 主たる事務所 の所在地 名称 代表者の氏名 ㊞										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第5号様式（第7条、第17条の5、第21条関係）

(日本工業規格A列4番)

母子父子寡婦福祉資金借用地書

資金名		貸付決定日	年月日
貸付番号			
借用金額		円	
月額		円	
利子			
貸付期間		年月から	年月まで
償還期間		年月から	年月まで
償還方法		償還回	初回以降 最終回
			円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子父子寡婦福祉資金借用地書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年月日

香川県知事 殿

借主住所	
氏名	㊞
連帯借主住所	
氏名	㊞
法定代理人住所	
氏名	㊞

上記の資金の借用について、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子父子寡婦福祉資金借用地書特約条項」を守り、借主と連帶して債務を負担します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

連帯保証人住所	
氏名	㊞

注 未成年者の押印した印を除き、借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第5号様式（第7条、第21条関係）

(日本工業規格A列4番)

母子寡婦福祉資金借用地書

資金名		貸付決定日	年月日
貸付番号			
借用金額		円	
月額		円	
利子			
貸付期間		年月から	年月まで
償還期間		年月から	年月まで
償還方法		償還回	初回以降 最終回
			円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金借用地書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年月日

香川県知事 殿

借主住所	
氏名	㊞
連帯借主住所	
氏名	㊞
法定代理人住所	
氏名	㊞

上記の資金の借用について、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金借用地書特約条項」を守り、借主と連帶して債務を負担します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

連帯保証人住所	
氏名	㊞

注 ① 未成年者の押印した印を除き、借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

② 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。

第6号様式（第7条、第17条の5、第21条関係）

(日本工業規格A列4番)

母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書

資金名		貸付決定日	年月日
貸付番号			
借用金額	総額	円	
	月額	円	
利子			
貸付期間	年月から	年月まで	
償還期間	年月から	年月まで	
償還方法	償還回	初回以降最終回	円円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年月日

香川県知事 殿

借主	主たる事務所の所在地
名稱	
代表者の氏名	㊞
連帯借主	理事住所
	氏名 ④
	理事住所
	氏名 ④
	理事住所
	氏名 ④

注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。

2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第6号様式（第7条、第21条関係）

(日本工業規格A列4番)

母子寡婦福祉資金（団体）借用書

資金名		貸付決定日	年月日
貸付番号			
借用金額	総額	円	
	月額	円	
利子			
貸付期間	年月から	年月まで	
償還期間	年月から	年月まで	
償還方法	償還回	初回以降最終回	円円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金（団体）借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年月日

香川県知事 殿

借主	主たる事務所の所在地
名稱	
代表者の氏名	㊞
連帯借主	理事住所
	氏名 ④
	理事住所
	氏名 ④
	理事住所
	氏名 ④

注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。

2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第7号様式（第8条、第17条の6、第22条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子父子福祉資金（資金）の据置期間の延長を申請します。
寡婦

- | | | | |
|----------------------|-------|-------|----|
| 1 貸付決定額 | 金 | 円（月額） | 円） |
| 2 貸付期間 | 年 月から | 年 月まで | |
| 3 延長前の据置期間 | 年 月から | 年 月まで | |
| 4 延長後の据置期間 | 年 月から | 年 月まで | |
| 5 据置期間の延長を
申請する理由 | | | |

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所	
氏 名	㊞
連帶借主住 所	
氏 名	㊞
法定代理人住 所	
氏 名	㊞
連帶保証人住 所	
氏 名	㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第8条、第22条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（資金）の据置期間の延長を申請します。

- | | | | |
|----------------------|-------|-------|----|
| 1 貸付決定額 | 金 | 円（月額） | 円） |
| 2 貸付期間 | 年 月から | 年 月まで | |
| 3 延長前の据置期間 | 年 月から | 年 月まで | |
| 4 延長後の据置期間 | 年 月から | 年 月まで | |
| 5 据置期間の延長を
申請する理由 | | | |

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所	
氏 名	㊞
連帶借主住 所	
氏 名	㊞
法定代理人住 所	
氏 名	㊞
連帶保証人住 所	
氏 名	㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条、第17条の8、第24条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金増額申請書

母子
次のとおり、父子福祉資金（資金）の増額を申請します。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 増額金額 金 円 (月額) 円)

3 増額の始期 年 月から

4 増額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所	
氏名	㊞
連帯借主住所	
氏名	㊞
法定代理人住所	
氏名	㊞
連帯保証人住所	
氏名	㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条、第24条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金増額申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（資金）の増額を申請します。

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 増額金額 金 円 (月額) 円)

3 増額の始期 年 月から

4 増額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所	
氏名	㊞
連帯借主住所	
氏名	㊞
法定代理人住所	
氏名	㊞
連帯保証人住所	
氏名	㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第13条、第17条の10、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金貸付辞退申出書

母子
次のとおり、父子福祉資金（　　資金）の貸付けを辞退したいので申し出ます。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付金受領済額 年 月から 年 月まで
箇月分 円

3 貸付けを辞退する期日 年 月 日
年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊞
法定代表人 住 所
氏 名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第13条、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書

母子
次のとおり、母子福祉資金（　　資金）の貸付けを辞退したいので申し出ます。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付金受領済額 年 月から 年 月まで
箇月分 円

3 貸付けを辞退する期日 年 月 日
年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊞
法定代表人 住 所
氏 名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第13条、第17条の10、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子父子寡婦福祉資金減額申出書

母子
次のとおり、父子福祉資金（　　資金）の減額を申し出ます。
寡婦

1 貸付決定額 金 円（月額） 円）

2 減額金額 金 円（月額） 円）

3 減額の始期 年 月から

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住 所

氏名 ㊞

法定代表人 住 所

氏名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第13条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子寡婦福祉資金減額申出書

次のとおり、母子福祉資金（　　資金）の減額を申し出ます。
寡婦

1 貸付決定額 金 円（月額） 円）

2 減額金額 金 円（月額） 円）

3 減額の始期 年 月から

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住 所

氏名 ㊞

法定代表人 住 所

氏名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第14条、第17条の10、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金借主資格喪失届

年　月　日から母子
父子　寡婦　福祉　資金　（　　資金）の貸付けを受けています

が、次の理由により貸付けを受ける資格がなくなったので、届け出ます。

(理由)

年　月　日

県福祉事務所長 殿

借　主　住　所

氏　名　㊞

法定代理人　住　所

氏　名　㊞

注　氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第14条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金借主資格喪失届

年　月　日から母子
寡婦　福祉　資金　（　　資金）の貸付けを受けています

が、次の理由により貸付けを受ける資格がなくなったので、届け出ます。

(理由)

年　月　日

県福祉事務所長 殿

借　主　住　所

氏　名　㊞

法定代理人　住　所

氏　名　㊞

注　氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第17条の10、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金償還猶予申請書

母子
次のとおり、父子福祉資金（　　資金）の償還の猶予を申請します。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付年月日 年 月 日

3 債還の猶予期間 年 月から 年 月まで

4 債還の猶予を申請
する理由

年 月 日

県福祉事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金償還猶予申請書

次のとおり、母子福祉資金（　　資金）の償還の猶予を申請します。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付年月日 年 月 日

3 債還の猶予期間 年 月から 年 月まで

4 債還の猶予を申請
する理由

年 月 日

県福祉事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式（第17条、第17条の10、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書

母子
次のとおり、父子福祉資金（　　資金）の償還の免除を申請します。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付年月日 年 月 日

3 債還の免除額 円

4 債還の免除を申請
する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式（第17条、第26条関係）

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金償還免除申請書

母子
次のとおり、母子福祉資金（　　資金）の償還の免除を申請します。
寡婦

1 貸付決定額 金 円 (月額) 円)

2 貸付年月日 年 月 日

3 債還の免除額 円

4 債還の免除を申請
する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊞

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式（第17条の2関係）

父子福祉資金貸付申請書								
※県処理事項 受付	第年月日	号 決 定	第年月日	号 貸 付 け	第号			
資金の種類	資金			資金の種類	資金			
申請金額	円(月額円)			貸付金額	円(月額円)			
貸付期間	年月～年月			貸付期間	年月～年月			
償還の方法及び期間	月賦 半年賦 年賦	年	簡月償還	月賦 半年賦 年賦	年	簡月償還		
据置期間	年 簡月			備考	自宅外 特別			
支払希望 金融機関	銀行(支)店			当座 普通	口座 番号			
口座名義 (カタカナで記入)				償還金の口座振替希望 有・無				
申 請 者 連 帯 保 証 人	フリガナ 氏名	連 帯 借 主 と な る 児 童 等			フリガナ 氏名			
	生年月日	年月日			生年月日	年月日		
	住所及び 電話番号	〒 自宅() 携帯			住 所			
	勤務先	() —			申請者との 続 柄			
収 入 (月額)	勤労収入	円			修学又は 修業先			
	児童扶養手当	円			病死・事故死・離婚・遺棄・ 海外在留・法令拘禁・障害・ その他()			
	養育費	円						
	主な資産	内容 円						
	その他の 資産	内容 円						
	計	円					年月日	
申請者以外の 家族の状況		続柄	氏 名	生 年 月 日	勤務先・学校	収入(月額)		
				年月日		円		
				年月日		円		
				年月日		円		
				年月日		円		
				年月日		円		
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏名	申請者との関係						
	生年月日	年月日	収入	勤労収入	円			
	住所及び 電話番号	〒 自宅() 携帯	及び 資 産	その他の 収入	内容	円		
	勤務先			主な資産	内容(土地・建物等)			
				主な負債				

貸付けを受けようと する理由					
償還するときの財源					
現在の負債の状況	種類				
	借入金額	円	円	円	円
	借入年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	未償還額	円	円	円	円
	償還完了予定期日	年月日	年月日	年月日	年月日
	借入先				
母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子福祉資金（ 資金）の貸付けを 受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
年月日					
香川県知事 殿					
貸付申請者 住所 氏名 ㊞ 連帯借主 住所 氏名 ㊞ 法定代理人 住所 氏名 ㊞ 連帯保証人 住所 氏名 ㊞					
摘要					
要					

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第17号様式（第17条の3関係）

父子福祉資金（団体）貸付申請書								
※ 県処理事項	受付	第 . . 号	決定	第 . . 号	貸付け	第 . . 号		
資金の種類	資金			※ 決定事項	資金の種類	資金		
申請金額	円				貸付金額	円		
償還の方法及び期間	年賦 半年賦 月賦	年 債 還 箇月償還			年賦 半年賦 月賦	年 債 還 箇月償還		
据置期間	年 箇月				備考			
支払希望金融機関	銀行 (支) 店 (当座・普通) (償還金の口座振替希望 有・無)							
法人の名称及び主たる事務所の所在地	(フリガナ) 法人の名称 所在地							
法人の設立許可(認可)年月日	年 月 日		法人の設立登記年月日			年 月 日		
貸付けを受けようとする事業	事業場の所在地							
	事業の種類							
	事業の使用人員	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの	寡婦	その他の者	計			
		人	人	人	人			
	その他使用者を使用する理由							
理事の状況	氏名	性別	生年月日	配偶者の有無	生別死別 その他の別	住所	職業及び収入	主な資産及び負債

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第18号様式（第18条関係）

寡婦福祉資金貸付申請書	
略	
母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦福祉資金（ <u> </u> 資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
年　月　日	
香川県知事 殿	
貸付申請者 住 所	
氏 名	㊞
連帶借主 住 所	
氏 名	㊞
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊞
摘要	
要	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式（第18条関係）

寡婦福祉資金貸付申請書	
略	
母子及び寡婦福祉法による寡婦福祉資金（ <u> </u> 資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
年　月　日	
香川県知事 殿	
貸付申請者 住 所	
氏 名	㊞
連帶借主 住 所	
氏 名	㊞
連帯保証人 住 所	
氏 名	㊞
摘要	
要	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
 4 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第19号様式（第19条関係）

寡婦福祉資金（団体）貸付申請書																			
略																			
貸 付 け を 受 け よ う と す る 事 業	事業場の所在地																		
	事業の種類																		
	事業の使用人員	寡婦		その他の者		計													
		人		人		人													
	その他 の 者 を 使 用 す る 理 由																		
	略																		
	貸付けを受けようとする事業の使用人員のうち、寡婦の状況	氏名 生年月日 配偶者の有無 生死別 その他 の 別	住所	家族の状況															
				氏名 生年月日 配偶者の有無 生死別 その他 の 別	住所	扶養の有無	扶養の有無	扶養の有無	扶養の有無	扶養の有無	扶養の有無								
略																			
母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦福祉資金（　　資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。																			
年　月　日																			
香川県知事 殿																			
貸付申請者　主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名																			
㊞																			

第17号様式（第19条関係）

寡婦福祉資金（団体）貸付申請書																				
略																				
貸 付 け を 受 け よ う と す る 事 業	氏名 生年月日 配偶者の有無 生死別 その他 の 別	住所	家族の状況																	
			氏名 生年月日 配偶者の有無 生死別 その他 の 別	住所	扶養の有無															
略																				
母子及び寡婦福祉法による寡婦福祉資金（　　資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。																				
年　月　日																				
香川県知事 殿																				
貸付申請者　主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名																				
㊞																				

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 略 健康福祉総務課・長寿社会対策課 略 子育て支援課 (1)～(6) 略 (7) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）の施行に 関すること。 (8)～(18) 略 障害福祉課～生活衛生課 略</p>	<p>第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課・長寿社会対策課 略 子育て支援課 (1)～(6) 略 (7) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）の施行に 関すること。 (8)～(18) 略 障害福祉課～生活衛生課 略</p>

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第3条 香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th><th style="text-align: center;">班</th><th style="text-align: center;">課等</th><th style="text-align: center;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">健康 福祉 部</td><td colspan="3" style="text-align: left;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て支 援班</td><td style="text-align: center;">健康福 祉部子育 て支援課</td><td style="text-align: center;">1 略 2 婦人保護施設及び母子・父子 <u>福祉施設</u>の災害応急対策に 関すること。 3 略</td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> </tbody> </table>	部	班	課等	分掌事務	略				健康 福祉 部	略			子育て支 援班	健康福 祉部子育 て支援課	1 略 2 婦人保護施設及び母子・父子 <u>福祉施設</u> の災害応急対策に 関すること。 3 略	略				略				<p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th><th style="text-align: center;">班</th><th style="text-align: center;">課等</th><th style="text-align: center;">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">健康 福祉 部</td><td colspan="3" style="text-align: left;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">子育て支 援班</td><td style="text-align: center;">健康福 祉部子育 て支援課</td><td style="text-align: center;">1 略 2 婦人保護施設及び<u>母子福祉施</u> 設の災害応急対策に 関すること。 3 略</td></tr> <tr> <td colspan="4">略</td></tr> </tbody> </table>	部	班	課等	分掌事務	略				健康 福祉 部	略			子育て支 援班	健康福 祉部子育 て支援課	1 略 2 婦人保護施設及び <u>母子福祉施</u> 設の災害応急対策に 関すること。 3 略	略			
部	班	課等	分掌事務																																								
略																																											
健康 福祉 部	略																																										
	子育て支 援班	健康福 祉部子育 て支援課	1 略 2 婦人保護施設及び母子・父子 <u>福祉施設</u> の災害応急対策に 関すること。 3 略																																								
略																																											
略																																											
部	班	課等	分掌事務																																								
略																																											
健康 福祉 部	略																																										
	子育て支 援班	健康福 祉部子育 て支援課	1 略 2 婦人保護施設及び <u>母子福祉施</u> 設の災害応急対策に 関すること。 3 略																																								
略																																											

(香川県会計規則の一部改正)

第4条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(収納の特別の取扱い) 第34条の2 略	(収納の特別の取扱い) 第34条の2 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第28条の規定による納入の通知をした後に掲げる歳入について、現金又は証券の納付を受けることができる。																								
(1) 略 (2) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金 (3)～(6) 略	(1) 略 (2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金 (3)～(6) 略																								
2 略	2 略																								
(随意契約ができる場合) 第184条 略	(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 (1)～(9) 略 (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として知事の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。 (11)～(16) 略																								
別表第3（第5条関係）	別表第3（第5条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">左欄</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">中欄</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の出納員</td> <td style="vertical-align: top;">税務課の収入取扱員</td> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の収入取扱員</td> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）、家畜人工授精用精液の売払</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）		小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）、家畜人工授精用精液の売払	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">左欄</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">中欄</th> <th style="text-align: center; width: 33.33%;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の出納員</td> <td style="vertical-align: top;">税務課の収入取扱員</td> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の収入取扱員</td> <td style="vertical-align: top;">小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）		小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査
左欄	中欄	右欄																							
略																									
小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）																							
	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）、家畜人工授精用精液の売払																							
左欄	中欄	右欄																							
略																									
小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）																							
	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査																							

		代金、家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜葉浴証明書又は家畜投薬証明書（以下「家畜検査証明書等」という。）の交付手数料の収納			手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜葉浴証明書又は家畜投薬証明書（以下「家畜検査証明書等」という。）の交付手数料の収納
略					
東讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	東讃保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還 金の収納（出納員及び東讃保健福祉事 務所の収入取扱員が収納するものを除 く。）	東讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	東讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（出納 員及び東讃保健福祉事務所の収入取扱 員が収納するものを除く。）
	東讃保健福祉事 務所の収入取扱 員	東讃保健福祉事務所の水質検査の手数 料、抑留犬返還手数料及び抑留犬飼養 管理手数料、引き取った犬又は猫の返 還手数料及び引き取った犬又は猫の飼 養管理手数料並びに母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還 金の収納（出納員及び税務課の収入取扱 員が収納するものを除く。）		東讃保健福祉事 務所の収入取扱 員	東讃保健福祉事務所の水質検査の手数 料、抑留犬返還手数料及び抑留犬飼養 管理手数料、引き取った犬又は猫の返 還手数料及び引き取った犬又は猫の飼 養管理手数料並びに母子福祉資金及び 寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員 及び税務課の収入取扱員が収納するも のを除く。）
中讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還 金の収納（中讃保健福祉事務所の収入 取扱員が収納するものを除く。）	中讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（中讃 保健福祉事務所の収入取扱員が収納す るものを除く。）
	中讃保健福祉事 務所の収入取扱 員	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還 金の収納（税務課の収入取扱員が収納 するものを除く。）		中讃保健福祉事 務所の収入取扱 員	中讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（税務 課の収入取扱員が収納するものを除く。）
西讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還 金の収納（西讃保健福祉事務所の収入 取扱員が収納するものを除く。）	西讃保健 福祉事務 所の出納 員	税務課の収入取 扱員	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（西讃 保健福祉事務所の収入取扱員が収納す るものを除く。）
	西讃保健福祉事 務所の収入取扱	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還		西讃保健福祉事 務所の収入取扱	西讃保健福祉事務所の母子福祉資金及 び寡婦福祉資金の償還金の収納（税務

員	金の収納（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
略	

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）
現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
店舗名	團

収 納					
区	分	件 数	金 領額		
合	計				
一 般 (特 別) 会 計					
歳 入 歳 出 外 現 金					
年 度 経 過 県 未 払 金					

支 払					
区	分	件 数	支 払 済 額	未 払 額	支 払 書 額
合	計				
母子父子寡婦福祉資金特別会計					
小規模企業者等設備導入資金特別会計					
年 度 経 過 県 未 払 金					

支 払 資 金 残 高			
-------------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

員	課の収入取扱員が収納するものを除く。)
略	

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）
現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
店舗名	團

収 納					
区	分	件 数	金 領額		
合	計				
一 般 (特 別) 会 計					
歳 入 歳 出 外 現 金					
年 度 経 過 県 未 払 金					

支 払					
区	分	件 数	支 払 済 額	未 払 額	支 払 書 額
合	計				
母子寡婦福祉資金特別会計					
小規模企業者等設備導入資金特別会計					
年 度 経 過 県 未 払 金					

支 払 資 金 残 高			
-------------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

(香川県営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及びその扶養する児童（<u>同条第3項</u>に規定する児童をいう。以下同じ。）で構成される世帯</p> <p>(6) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子</u>及びその扶養する児童で構成される世帯</p> <p>(7)～(12) 略</p>	<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及びその扶養する児童（<u>同条第2項</u>に規定する児童をいう。以下同じ。）で構成される世帯</p> <p>(6) 配偶者のない男子及びその扶養する児童で構成される世帯</p> <p>(7)～(12) 略</p>

(訓練手当支給規則の一部改正)

第6条 訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。）の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により</p>

障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第11号において同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの（雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。）

(9)～(15) 略

2 略

（調整）

第7条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が第2号から第4号までに掲げる給付（第3条第1項第1号から第11号までのいずれかに該当する者以外の者にあっては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であって、その受ける給付の額がこの規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(4) 略

2 略

長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10号において同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの（雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。）

(9)～(15) 略

2 略

（調整）

第7条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が第2号から第4号までに掲げる給付（第3条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当する者以外の者にあっては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であって、その受ける給付の額がこの規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(4) 略

2 略

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第7条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項				
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 次長 課長等	課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 次長 課長等
総務課～生活福祉課 略					総務課～生活福祉課 略				
保健 福祉 課	1 母子及 び父子並 びに寡婦	(1) 母子福 祉資金、父 子福祉資金	略		保健 福祉 課	1 母子及 び寡婦福 祉法関係	(1) 母子福 祉資金又は 寡婦福祉資	略	

福祉法関係事務
法…母子及び父子並びに寡婦福祉法
政…母子及び父子並びに寡婦福祉法

又は寡婦福祉資金（以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法13条、14条、31条の6第1項から4項まで、32条1項・2項・4項）

施行令

(2) 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政8条3項、31条の6第3項、37条3項）

(3) 母子事業開始資金等の据置期間を延長すること。（政8条5項、31条の6第5項、37条5項）

(4) 母子修

事務法…母子及び寡婦福祉法
政…母子及び寡婦福祉法施行令

金（以下の関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法13条、14条、32条1項・3項）

(2) 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政8条3項、37条2項）

(3) 事業開始資金等の据置期間を延長すること。（政8条5項、37条2項）

(4) 修学資

<p><u>学資金等の交付の停止又はその減額を決定すること。</u>（政11条、31条の7、38条）</p>			<p><u>金の交付の停止又はその減額を決定すること。</u>（政11条、38条）</p>
<p>（5）母子修学資金等の貸付けを停止すること。（政12条、31条の7、38条）</p>			<p>（5）修学資金等の貸付けを停止すること。（政12条、38条）</p>
<p>（6）母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。（政16条、31条の7、38条）</p>			<p>（6）母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。（政16条、38条）</p>
<p>（7）母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害</p>			<p>（7）母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害</p>

	<p>その他やむを得ない理由があることを認定すること。（政17条、31条の7、38条）</p> <p>(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。（政18条、31条の7、38条）</p> <p>(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができるなどと等を認定すること。（政19条1項、31条の7、38条）</p>		<p>その他やむを得ない理由があることを認定すること。（政17条、38条）</p> <p>(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。（政18条、38条）</p> <p>(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができるなどと等を認定すること。（政19条1項、38条）</p>	
2～4 略	土地改良課・用地管理課 略		2～4 略	土地改良課・用地管理課 略

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 略				
	2 母子及 び父子並 びに寡婦 福祉法関 係事務 法…母子 及び 父子 並び に寡 婦福 祉法 政…母子 及び 父子 並び に寡 婦福 祉法 施行 令	(1) 母子福祉資金、 父子福祉資金又は寡 婦福祉資金（以下こ の関係事務において 「母子福祉資金等」 といふ。）の貸付け を決定すること。（ 法13条、14条、31条 の6第1項から4項 まで、32条1項・2 項・4項）	略		
		(2) 母子福祉資金等 に係る償還金を徴収 すること。（政8条 3項、31条の6第3 項、37条3項）			
		(3) 母子事業開始資 金等の据置期間を延 長すること。（政8 条5項、31条の6第 5項、37条5項）			
		(4) 母子修学資金等 の交付の停止又はそ の減額を決定するこ と。（政11条、31条 の7、38条）			

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康 福祉 総務 課・ 生活 福祉 総務 課	1 略				
	2 母子及 び寡婦福 祉法關係 事務 法…母子 及び 寡婦 福祉 法 政…母子 及び 寡婦 福祉 法施 行令	(1) 母子福祉資金又 は寡婦福祉資金（以 下この関係事務にお いて「母子福祉資金 等」という。）の貸 付けを決定すること。 (法13条、14条、32 条1項・3項)	略		
		(2) 母子福祉資金等 に係る償還金を徴収 すること。（政8条 3項、37条2項）			
		(3) 事業開始資金等 の据置期間を延長す ること。（政8条5 項、37条2項）			
		(4) 修学資金の交付 の停止又はその減額 を決定すること。（ 政11条、38条）			

	(5) 母子修学資金等の貸付けを停止すること。(政12条、 <u>31</u> 条の7、38条)		(5) 修学資金等の貸付けを停止すること。(政12条、38条)	
	(6) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。(政16条、 <u>31</u> 条の7、38条)		(6) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。(政16条、38条)	
	(7) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政17条、 <u>31</u> 条の7、38条)		(7) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政17条、38条)	
	(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政18条、 <u>31</u> 条の7、38条)		(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政18条、38条)	
	(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができること等を認定すること。(政19条1項、 <u>31</u> 条の7、38条)		(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができること等を認定すること。(政19条1項、38条)	
3・4 略			3・4 略	

10~31 略

10~31 略

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第8条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～21 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類</td> <td> <p>香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉 資金貸付事務取扱規則（昭和40年香川県規則第57号。 以下この項において「規則」という。）に基づく書 類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条 第2項、第16条第1項（規則第17条の10及び第26 条において読み替えて準用する場合を含む。）、 第17条第1項（規則第17条の10及び第26条にお いて読み替えて準用する場合を含む。）、<u>第17条の 2、第17条の3、第17条の6第1項、第17条の8</u> 第2項、第18条、第19条、第22条第1項及び第24 条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条 第3項及び第4項（規則第17条の10及び第26条に おいて読み替えて準用する場合を含む。）、第15 条（規則第17条の10及び第26条において読み替 えて準用する場合を含む。）、第16条第2項（規則 第17条の10及び第26条において読み替えて準用 する場合を含む。）、第17条第2項（規則第17条の 10及び第26条において読み替えて準用する場合を 含む。）、<u>第17条の4、第17条の6第2項、第17</u> <u>条の9、第20条、第22条第2項並びに第25条に規</u> </p></td> </tr> </table>	1～21 略		22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類	<p>香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉 資金貸付事務取扱規則（昭和40年香川県規則第57号。 以下この項において「規則」という。）に基づく書 類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条 第2項、第16条第1項（規則第17条の10及び第26 条において読み替えて準用する場合を含む。）、 第17条第1項（規則第17条の10及び第26条にお いて読み替えて準用する場合を含む。）、<u>第17条の 2、第17条の3、第17条の6第1項、第17条の8</u> 第2項、第18条、第19条、第22条第1項及び第24 条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条 第3項及び第4項（規則第17条の10及び第26条に おいて読み替えて準用する場合を含む。）、第15 条（規則第17条の10及び第26条において読み替 えて準用する場合を含む。）、第16条第2項（規則 第17条の10及び第26条において読み替えて準用 する場合を含む。）、第17条第2項（規則第17条の 10及び第26条において読み替えて準用する場合を 含む。）、<u>第17条の4、第17条の6第2項、第17</u> <u>条の9、第20条、第22条第2項並びに第25条に規</u> </p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1～21 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類</td> <td> <p>香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取 扱規則（昭和40年香川県規則第57号。以下この項に おいて「規則」という。）に基づく書類のうち、次 に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条 第2項、第16条第1項（規則第26条において読み 替えて準用する場合を含む。）、第17条第1項（ 規則第26条において読み替えて準用する場合を含 む。）、第18条、第19条、第22条第1項及び第24 条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条 第3項及び第4項（規則第26条において読み替 えて準用する場合を含む。）、第15条（規則第26条 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 16条第2項（規則第26条において読み替えて準用 する場合を含む。）、第17条第2項（規則第26条 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 20条、第22条第2項並びに第25条に規定する通知 書</p> </td> </tr> </table>	1～21 略		22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類	<p>香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取 扱規則（昭和40年香川県規則第57号。以下この項に おいて「規則」という。）に基づく書類のうち、次 に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条 第2項、第16条第1項（規則第26条において読み 替えて準用する場合を含む。）、第17条第1項（ 規則第26条において読み替えて準用する場合を含 む。）、第18条、第19条、第22条第1項及び第24 条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条 第3項及び第4項（規則第26条において読み替 えて準用する場合を含む。）、第15条（規則第26条 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 16条第2項（規則第26条において読み替えて準用 する場合を含む。）、第17条第2項（規則第26条 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 20条、第22条第2項並びに第25条に規定する通知 書</p>
1～21 略									
22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類	<p>香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉 資金貸付事務取扱規則（昭和40年香川県規則第57号。 以下この項において「規則」という。）に基づく書 類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条 第2項、第16条第1項（規則第17条の10及び第26 条において読み替えて準用する場合を含む。）、 第17条第1項（規則第17条の10及び第26条にお いて読み替えて準用する場合を含む。）、<u>第17条の 2、第17条の3、第17条の6第1項、第17条の8</u> 第2項、第18条、第19条、第22条第1項及び第24 条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条 第3項及び第4項（規則第17条の10及び第26条に おいて読み替えて準用する場合を含む。）、第15 条（規則第17条の10及び第26条において読み替 えて準用する場合を含む。）、第16条第2項（規則 第17条の10及び第26条において読み替えて準用 する場合を含む。）、第17条第2項（規則第17条の 10及び第26条において読み替えて準用する場合を 含む。）、<u>第17条の4、第17条の6第2項、第17</u> <u>条の9、第20条、第22条第2項並びに第25条に規</u> </p>								
1～21 略									
22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類	<p>香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取 扱規則（昭和40年香川県規則第57号。以下この項に おいて「規則」という。）に基づく書類のうち、次 に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条 第2項、第16条第1項（規則第26条において読み 替えて準用する場合を含む。）、第17条第1項（ 規則第26条において読み替えて準用する場合を含 む。）、第18条、第19条、第22条第1項及び第24 条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条 第3項及び第4項（規則第26条において読み替 えて準用する場合を含む。）、第15条（規則第26条 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 16条第2項（規則第26条において読み替えて準用 する場合を含む。）、第17条第2項（規則第26条 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 20条、第22条第2項並びに第25条に規定する通知 書</p>								

	<p>定する通知書</p> <p>(3) 規則第7条、<u>第17条の5</u>及び第21条に規定する借用書</p> <p>(4) 規則第9条第1項、第2項及び第4項（規則<u>第17条の7</u>及び第23条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</p> <p>(5) 規則第9条第3項（規則<u>第17条の7</u>及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る書類</p> <p>(6) 規則第10条（規則<u>第17条の7</u>及び第23条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第14条第1項（規則<u>第17条の10</u>及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する届</p> <p>(7) 規則第13条第1項（規則<u>第17条の10</u>及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申出書</p>		<p>(3) 規則第7条及び第21条に規定する借用書</p> <p>(4) 規則第9条第1項、第2項及び第4項（規則第23条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</p> <p>(5) 規則第9条第3項（規則第23条において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る書類</p> <p>(6) 規則第10条（規則第23条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第14条第1項（規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する届</p> <p>(7) 規則第13条第1項（規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申出書</p>
23～36 略		23～36 略	

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第9条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 母子家庭及び<u>父子家庭並びに寡婦の福祉</u>に関すること。</p> <p>(8)～(23) 略</p> <p>5～12 略</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保健福祉課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。</p> <p>(8)～(23) 略</p> <p>5～12 略</p>

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第10条 香川県保健福祉事務所規則（平成14年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事項) 第2条 略 健康福祉総務課 (1)～(11) 略 (12) 母子家庭及び <u>父子家庭並びに寡婦の福祉</u> に関すること。 (13)～(19) 略 生活福祉総務課～環境管理室 略	(分掌事項) 第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。 健康福祉総務課 (1)～(11) 略 (12) 母子家庭及び <u>寡婦の福祉</u> に関すること。 (13)～(19) 略 生活福祉総務課～環境管理室 略

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則第1号様式及び第4号様式並びに第4条の規定による改正前の香川県会計規則第81号様式（その2）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。